

# 所得税の確定申告 町・県民税の申告 相談が始まります



昨年の申告風景（役場4階講堂）



## 【●平成22年分 確定申告相談 日程一覧】

※土・日曜日はお休みです。また、正午から午後1時まではお昼休みになります。  
※お持ちいただくもの（前年度の確定申告書・収支内訳書の控え、給与所得・公的年金等の源泉徴収票、預金通帳等口座情報が分かるもの、認印ほか）

会場	日程	時間
諏訪税務署	2月16日(水)～3月15日(火) (還付申告は、1月4日から受付します)	午前9時～午後5時
町役場講堂 (4階)	2月16日(水)～3月15日(火) (還付申告のみ2月14日(月)・15日(火)受付します)	午前9時～午後4時

## 【●確定申告書 作成指導会 ～税理士会諏訪支部主催～】

町役場講堂 (4階)	2月16日(水)～2月21日(月)	午前9時30分～午後3時
---------------	-------------------	--------------

※次の方は計算等相談内容が複雑なので、この会場（町役場講堂）ではお受けできません。

◇資産の売却や交換をした方 ◇住宅借入金等特別控除を受けられる方 ◇消費税の申告で課税売上金額が3,000万円超の方 ◇事業所得、農業所得、不動産所得、雑所得で前年所得が300万円超の方 ◇贈与税の申告をする方

## ●無料税務相談のお知らせ

関東信越税理士会諏訪支部では、下記のとおり給与所得者や年金を受給されている方を対象に、無料税務相談を行います。（2月15日までは還付申告が対象となります。）最寄りの会場で、お早めに手続き・ご相談等ご利用ください。

会場	日程	時間
岡谷市役所 茅野市議会棟	2月3日(木)～2月9日(水) ※土・日曜日を除く	午前10時～午後3時 (正午から午後1時まではお昼休み)

国税庁のホームページで申告書の作成ができます  
国税庁ホームページアドレス(<http://www.nta.go.jp>)

平成二十二年分の所得税の確定申告と町民税・県民税（住民税）の申告相談が、一月十六日（水）から始まります。  
毎年、申告期限が間近になりますと各会場が大変混雑し、十分相談することができなくなったり、長時間お待ちいただくことになる場合がありますので、申告はできるだけ早めに済ませていただくようご協力ください。  
なお、確定申告等の期限は平成二十三年三月十五日（火）です。

## 「確定申告」や「町民税・県民税の申告」をしなければならぬ方は次のとおりです



### ◆確定申告をしなければならない方

- ① 事業所得（商業・工業などの所得）のある方
- ② 不動産所得（地代・家賃などの所得）のある方
- ③ 土地や建物を売った場合  
※また給与所得者の方で、

### 次に該当される方は申告が必要です

- ① 二十二年中の給与の収入金額が、二十万円を超えた方
- ② 二カ所以上から給与を受けている場合
- ③ 給与所得や退職所得以外の所得が、二十万円を超える方（例）年額二十万円を超える配当、家賃、原稿料などの所得がある場合

### ◆町・県民税の申告をしなければならない方

平成二十三年一月一日現在、町内に居住していた方（住民登録の有無にかかわらず）で、次に該当する方が必要です。

- ① 二十二年中に所得のある方で、確定申告の必要がない方
- ② 給与所得者で、給与以外の所得（二十万円以下のもの）がある方
- ③ 内職・パートなどの人で、給与支払報告書のない方
- ④ 給与支払報告書を、町税務課に提出していない事業所から給与を受けている方

### ◆還付を受けるための確定申告書提出できる方

確定申告をしなくてもよい場合でも、次のような方は、還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

- ① 給与所得や退職所得のある方で、雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ② 給与所得者で年の中途で退職し、その後就職せず年末調整を受けなかった方
- ③ 予定納税をしたが、確定申告の必要がなくなった方

※問い合わせ先 町税務課 町民税係  
(内線) 一二二～一二三

### 【確定申告書の提出先】

〒三九二一八六一〇

諏訪市清水二一五一二二 諏訪税務署

### 【問い合わせ先】

諏訪税務署 個人課税部門  
電話 五二一三三九〇（自動音声案内）

## 中学生の税に関する作文・標語コンクール

諏訪税務署、諏訪地方事務所、町、関東信越税理士会、諏訪納税貯蓄組合連合会では、租税教室の一環として、中学生を対象に平成22年度「税に関する作文・標語」を募集しました。入選された皆さんの作品を紹介します。詳しくは町税務課町民税係までお問い合わせください。(内線121)

### 【作文の部】（応募数59点）

#### ○諏訪納税貯蓄組合連合会長賞

- 下中3年 西郷 莉菜 「税金のありがたみ」
- 社中3年 井上 紗希 「税金は循環している」

#### ○町長賞

- 下中1年 宮坂 浩介 「税金とぼくたちの暮らし」
- 下中3年 宮下 太希 「税金の使い道」
- 下中2年 高野 麻梨香 「税金は姿を変えるカメレオン」

### 【標語の部】（応募数146点）

#### ○町長賞

- 下中3年 飯塚 万結香 「税金で かえよう未来 いい日本」
- 下中3年 濱 順平 「税金で 豊かな暮らしを 支えます」
- 下中3年 小口 一誠 「税金に 希望を込めて 明日へと」
- 社中3年 片桐 峻我 「税金が つくる笑顔は 未来へと」
- 社中3年 奈良井 志帆 「税金は 未来へ続く 道となる」

## にせ税理士にご注意を!

確定申告の時期になりますと、税金の申告手続などを税理士に依頼する方が多いと思いますが、その際には、法律により税理士業務（①税務代理②税務書類の作成③税務相談）を行うことができる方に依頼してください。

なかには、この時期に便乗して、税理士業務を行えない方が申告書の作成などを行っている場合があります。

このようないわゆる「にせ税理士」にはくれぐれもご注意ください。

